

令和8年度一般廃棄物処理実施計画

I 総則

1 目的

本計画は、日南市一般廃棄物処理基本計画に沿い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び日南市廃棄物の適正処理、減量化、資源化等に関する条例等に基づいた、適正な分別・収集・運搬・処理・再生・処分等を、次のとおり具体的に定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

2 計画区域

日南市全域

3 計画期間

令和9年3月31日まで

II ごみ処理実施計画

1 一般廃棄物の区分及び排出量の見込み

(単位 t)

区 分	種 類	排出量	計	
生活系ごみ	燃やせるごみ	7,547	7,547	
	燃やせないごみ	1,021	1,021	
	粗大ごみ	485	485	
	資源物	缶類	149	2,183
		アルミ缶	114	
		スチール缶	35	
		びん類	378	
		透明	134	
		茶	175	
		その他	69	
		紙類	975	
		ペットボトル	255	
		廃食油・廃鉱物油	8	
		廃プラスチック	395	
		使用済小型電子機器	4	
金属類その他	19			
集団回収	0	0		
その他	43	43		
事業系ごみ	燃やせるごみ	5,991	5,991	
	燃やせないごみ	90	90	
	粗大ごみ	65	65	
	資源物	2,209	2,209	

2 処理別状況及び処理量の見込み

(単位 t)

処理施設別等	処理量
リサイクルプラザ（黒潮環境センター）	1,361
燃やせないごみ・粗大ごみ（不燃性）	0
資源物（缶、びん、ペットボトル）	1,361
焼却施設（クリーンセンター）	14,378
燃やせるごみ・粗大ごみ（可燃性）	14,378
リサイクルプラザ残渣（可燃）	0
埋立処分（一般廃棄物最終処分場）	2,172
焼却残渣	1,672
直接埋立（不燃）	500
リサイクルプラザ残渣（不燃）	0

3 一般廃棄物の処理主体

(1) 生活系

項 目	収集、運搬	中間処理	最終処分		
			処理主体	処理方法	
燃やせるごみ	市（委託） 排出者	市	組合	埋立	
燃やせないごみ		組合			
燃やせる粗大ごみ		市			
燃やせない粗大ごみ		組合			
資 源 物		アルミ缶	市 組合 民間	資源化業者	/
		スチール缶			
		カセットボンベ、スプレー缶			
		透明びん			
		茶びん			
		その他の色びん			
		ペットボトル			
		新聞・ちらし			
		雑誌類			
		ダンボール			
		紙パック			
		紙箱類			
廃食油・廃鉱物油					
乾電池					
廃プラスチック					
使用済み小型家電					
特定家庭用機器					

※ 組合は、日南串間広域不燃物処理組合（以下「組合」という。）

(2) 事業系

項 目	収集、運搬	中間処理	最終処分	
			処理主体	処理方法
燃やせるごみ	許可業者 排出者	市	組合	埋立
燃やせないごみ		組合		
粗大ごみ		市、組合、 民間		
資 源 物		資源化業者	/	

4 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

① 生活系一般廃棄物の排出抑制・資源化

ア ごみ有料化の検証及び検討

燃やせるごみの有料化に伴う効果を検証し、他市の事例や周辺市町の動向を踏まえて今後の状況変化に応じた方策を検討する。併せて、燃やせないごみについても現状を分析し、有料化の効果を十分検証したうえで導入について検討する。

イ 生ごみの減量対策

家庭でのコンポスト化や生ごみ処理機等の購入補助、水切り徹底等の普及促進を図ることのほか、家庭系及び事業系の食品ロスの把握に努め、排出抑制に努める。

○ 生ごみ処理器等購入補助予算額 430千円

・電動生ごみ処理器 (20基)

・コンポスター (10基)

ウ 剪定枝葉等の資源化対策

中間処理施設（クリーンセンター）に搬入された剪定枝等のうち、資源化可能な樹木等は、樹木粉碎機でチップ化し、緑化資源とし再資源化する。

エ 環境教育、啓発活動

○ ごみ減量化や環境への関心を高めるため、市民・自治会等の団体・就学児童などの施設見学を積極的に受け入れる。

○ 小学校に対し、ごみやリサイクルに関するテキスト等の教育資材の提供を行うなど積極的に教育啓発活動に取り組む。

○ 市民のごみ減量に関する意識向上のため、出前講座等の開催や広報誌、インターネット等を利用した啓発に努める。

オ 食品ロス削減

イベント開催時等にあわせチラシの配布や、市広報紙への特集記事の掲載、市内回覧での周知など啓発に努める。

カ リターナブル容器の利用促進

各地区において、リターナブルびん利用の促進が図られるよう関係者間の連携構築と普及啓発に努める。

キ 紙類の分別の徹底

排出される燃やせるごみの中に、まだ紙類等の資源物の混入が多く見られるため、さらに紙類などの資源物の分別を徹底し資源化を促す。

ク 廃プラスチックの分別

廃プラスチックの分別や排出方法等の周知について、出前講座を始め、各種会合での説明や市の広報誌等を活用しながら市民への周知に努める。

② 事業系一般廃棄物の発生抑制・排出抑制

ア ごみの減量・資源化の啓発等

排出事業所に対して、ごみの減量・資源化に取り組むよう啓発するとともに、収集運搬業者に対しても取引先事業者と協力・連携して資源化を促進する。

イ 多量排出事業者等へのごみ減量化の協力依頼

ごみの排出量の多い事業者等には、廃棄物の減量化及び資源化計画の策定を指導し、事業系ごみの計画的な排出抑制対策を講じさせるとともに、ごみを減量化する事業活動の工夫など、ごみ減量化への協力を求める。また、事業系ごみ減量の施策として事業所への訪問・立入調査や処理施設での搬入物検査を実施する。

ウ 紙類の資源化の促進

事業所から多量に発生する紙類を資源化するため、排出事業者に対する意識向上を図るとともに、排出事業者と資源化業者を結びつける取り組みを行う。

③ 一般廃棄物処理手数料

区 分	項 目	日南市		串間市
		袋容量	金額	
家庭系ごみ	指定ごみ袋 (燃やせるごみ)	45ℓ	40円/枚	/
		30ℓ	30円/枚	
		20ℓ	20円/枚	
		10ℓ	10円/枚	
	粗大ごみシール (燃やせる粗大ごみ)	1品につき200円/枚		/
	直接搬入 (燃やせるごみ)	10k g 毎に30円		10k g 毎に30円
事業系ごみ	直接搬入 (燃やせるごみ)	10k g 毎に40円		10k g 毎に40円

※燃やせないごみは無料。

(2) 収集運搬計画

① 収集区域

日南市全域

② 収集の方法及び回数

区分	項目	収集方式	収集頻度	収集運搬
生活系 ごみ	燃やせるごみ	ステーション	2回/週	委託業者 排出者
	燃やせないごみ		2回/各月	
	粗大ごみ	指定場所	2回/年	
	アルミ缶	資源集積所	日南区域 1回/週・随時 北郷区域 1回/2週 南郷区域 2回/月	
	スチール缶			
	カセットボンベ、スプレー缶			
	透明びん			
	茶びん			
	その他びん			
	ペットボトル	資源庫	日南区域 1回/月・随時 北郷区域 1回/2月 南郷区域 2回/月	
	新聞、雑誌、チラシ			
	ダンボール			
	紙パック			
	紙箱類			
布類	ステーション	1回/週		
廃プラスチック				
廃食用油、廃鉱物油	資源集積所 クリーンセ ンター	随 時	委託業者	
使用済み小型家電	ボックス	1回/月程度	市	
事業系 ごみ	燃やせるごみ	各事業所	随 時	許可業者 排出者
	燃やせないごみ			
	粗大ごみ			
	資源物			

※粗大ごみを指定場所まで出すことが困難な高齢者等に対して、戸別収集を実施。

③ 生活系一般廃棄物

ア 収集運搬方法

日常生活に伴って生じた家庭の一般廃棄物は、②の収集運搬項目別に、委託業者が定期的に収集し、中間処理施設に搬入する。

また、紙類及び布類は、市内全域において市と契約する業者が、各地区の資源庫で収集し指定された再資源化業者等に運搬し、廃プラスチックについても、市の委託業者が定期的に収集しリサイクルストックヤードに搬入する。

イ 指定袋制

市民のごみ処理に対する公平公正及び意識啓発等を図るため、燃やせるごみの排出については、指定袋制を継続する。

ウ 排出方法

a ごみ集積所収集他

排出者は、市が行う家庭の一般廃棄物収集に際して、ごみを集積する場所（以下、「ごみS T」という。）及び市が指示する場所に、ごみを排出するときは、収集運搬する一般廃棄物の項目に従い適正に分別するとともに、次の排出方法を遵守するものとする。

○ 燃やせるごみ

市の指定袋に入れ、指定曜日の夜明けから午前8時30分までに、ごみS Tに搬出する。なお、生ごみは十分水切りを行い、木屑等は90cm以下に切断、ひも・ホース類は50cm以下に切る。

○ 燃やせないごみ

指定曜日の夜明けから午前8時30分までに、ごみS Tに搬出する。なお、割れたガラスなどの鋭利なものは、新聞紙等で包み「危険」と表示する。また、使い捨てライターはガスを抜き、また、石油ストーブやファンヒーター等は灯油を完全に抜いて搬出する。

○ 粗大ごみ

指定日時に指定場所に搬出する。ただし、燃やせる粗大ごみは、粗大ごみシールを貼付する。

○ 廃プラスチック

完全透明の袋（20ℓ～45ℓ）に入れ、指定曜日の夜明けから午前8時30分までに、燃やせるごみS Tに搬出する。なお、汚れは洗浄し乾かし、金属等は取り除いて搬出する。

○ 剪定枝等

剪定枝等は、土等を取り除き指定ごみ袋に入れて指定曜日に搬出する。

b 拠点回収

排出者は、資源物、乾電池、充電式電池、水銀使用体温計などを地区の資源庫及び資源集積所の専用コンテナ等に搬出する。

○ 缶類

中を洗って専用コンテナに搬出する。なお、カセットボンベ・スプレー缶は、穴を開けて搬出する。

○ びん類

びん類は、キャップを取り外し中を洗って専用コンテナに色別（透明、茶、その他）に搬出する。なお、資源化できるびん類は飲食料品の容器に限る。

○ 紙類

新聞紙・ちらし、雑誌類、ダンボール、紙パック、紙箱類（紙マーク入り）に分別して資源庫に搬出する。紙パックは開いて洗って乾燥し縛って搬出する。紙箱類は、名刺大以上を対象とし、開いて縛るか紙袋に入れて搬出する。なお、アルミコーティングされている紙、防水加工してある紙コップ、カーボン紙、ノンカーボン紙、感熱紙、匂いのある箱（線香箱等）などは除く。

○ 布類

布類は、綿及び麻100%に限り、縛って資源庫に搬出する。

○ ペットボトル

ペットボトルは、ペット（PET）のマークが入っている容器に限り、キャップを外しラベルを剥がして、中を洗って専用容器に搬出する。なお、キャップは、ペットボトル回収専用容器に取り付けてある容器に搬出するか、ラベルと一緒に廃プラスチックに搬出する。

○ 廃食油、廃鉱物油

廃食油は、ペットボトル等に入れて専用容器に搬出し、廃鉱物油は、リサイクルストックヤードに直接搬出する。

○ 使用済み小型電子機器類

使用済み小型家電は、電池やバッテリーを取り外し決められた大きさ（縦15cm×横30cm）の使用済み小型家電対象17品目のみ回収ボックスに搬出する。

エ 搬出できない物

a 個別リサイクル法等に基づき、メーカー等により回収される一般廃棄物

（テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコン等）

b 黒潮環境センター等で処理が困難な一般廃棄物

（消火器、バッテリー、注射針・注射器、タイヤ、農機具、農薬、ガスボンベ、薬品類、石油類、火薬類、ピアノ、バイク、自動車（自動車部品含む）等）

c 引っ越し等により一時的に大量に発生する一般廃棄物

オ 在宅医療廃棄物

排出者は、「在宅医療廃棄物のごみ分別（適正処理）手引き」に基づき、針付きの注射器やチューブ類は医療機関又は薬局へ返却する。針なしの注射器や燃やせる在宅医療廃棄物は、それだけで透明な袋に入れて市の指定袋に入れて（二重袋）指定曜日に排出する。

④ 事業系一般廃棄物

ア 収集運搬及び排出方法

事業所から排出される一般廃棄物（事業活動に伴って生じた産業廃棄物以外）は、事業者自らの責任において次の方法により適正に処理する。

○ 事業者が自ら処理するか、又は市が許可した一般廃棄物処理業者に委託して処理する。事業者自ら処理する場合、燃やせるごみは、クリーンセンター（有料）に、燃やせないごみは、黒潮環境センターに直接搬入する。

イ 資源物

専ら再生利用の目的となる一般廃棄物その他の資源物については、事業者自ら運搬するか、又は市が許可した一般廃棄物処理業者に収集運搬を委託することにより、資源化処理を行う施設へ搬入し資源化に努めるものとする。

⑤ 小動物死体

ア 収集運搬及び排出方法

死体のある土地の所有者が業者に依頼するか、又は自らクリーンセンターに搬入する。なお、飼い主等が不明な場合は無料とする。

(3) 中間処理計画

① 燃やせるごみ(燃やせる粗大ごみ含む。)

- 燃やせるごみは、日南市クリーンセンターに搬入し焼却処理を行い、余熱については場内の温水(暖房、給湯)に利用する。

② 燃やせないごみ(燃やせない粗大ごみ含む。)

- 燃やせないごみは、黒潮環境センターリサイクルプラザに搬入し、破碎・選別処理を行う。また、ガラスくずや土砂等は、最終処分場に直接搬入し埋立処分する。

③ 施設から発生する残渣

- 黒潮環境センターで発生する可燃残渣は、クリーンセンターで焼却処理し、不燃残渣は最終処分場に埋め立て処分する。

④ 資源物

- Rびん及びリサイクルストックヤードで集める缶、びん、ペットボトル、紙類(ダンボール、新聞・チラシ、雑誌、紙パック)、廃食用油・廃鉱物油、金属類は直接資源化する。
- 自治会で回収した紙類(ダンボール、新聞・チラシ、雑誌、紙パック)及び布類は、市が委託した業者が定期的に回収し直接資源化する。
- 日南市及び串間市から収集され、またストックヤードに直接搬入された廃プラスチックは、民間業者((有)そおりサイクルセンター)に委託し中間処理され資源化する。
- 資源物(直接資源化するものを除く缶類、びん類、ペットボトル)は、黒潮環境センターに搬入し、選別処理後、再資源化事業者等により資源化する。

⑤ 廃棄物処理施設の概要

ア 焼却施設

a 施設の概要

名 称	日南市クリーンセンター
所 在 地	日南市大字隈谷乙1671
焼 却 能 力	120 t / 日 (60 t / 24 h × 2 炉)
炉 形 式	連続燃焼方式
受け入れ供給設備	ピットアンドクレーン
余 熱 利 用	場内温水(暖房、給湯)
灰 処 理 方 式	焼却灰：半湿式油圧押往復動方式 飛灰：活性炭入り消石灰+キレート処理+ピットアンドクレーン
排ガス処理方式	乾式有害ガス除去装置+バグフィルター
竣 工	平成11年3月
その他	・平成23年4月処理能力変更 ・平成26・27年度で基幹設備改良工事実施

b 焼却処理量見込み

(単位 t)

区 分	処 理 量	
生 活 系	7,898	14,546
事 業 系	6,039	
黒潮環境センター残渣	0	
し尿処理施設脱水汚泥	609	
合 計	14,546	

c 処理後の残渣量見込み

1,743 t

イ 不燃物処理量の見込み及び資源化施設

a 施設の概要

名 称	黒潮環境センターリサイクルプラザ
所 在 地	日南市南郷町榎原甲871番地
処 理 能 力	26.5 t / 日
処 理 方 式	破碎、選別、圧縮、梱包
竣 工	平成15年4月

b 処理量見込み

(単位 t)

区 分	燃やせないごみ	粗大ごみ	資源物	合 計
生 活 系	1,021	485	1,788	3,294
事 業 系	90	65	1,600	1,755
合 計	1,111	550	3,388	5,049

ウ 資源物貯留保管施設

a 施設の概要

名 称	日南市リサイクルストックヤード
所 在 地	日南市大字隈谷乙1671番地
建 築 面 積	リサイクルストックヤード 962.22m ²
竣 工	平成29年4月

b 排出量見込み

(単位 t)

区 分	廃プラスチック
生 活 系	395

(4) 最終処分計画

① 不燃物及び焼却残渣等

排出された燃やせないごみは、中間処理により減量・減容化されて最終処分場に埋め立てする。

② 最終処分場の概要

a 施設の概要

名称	日南串間広域不燃物処理組合一般廃棄物最終処分場
所在地	日南市南郷町榎原甲871番地
埋立地面積	22,100㎡
全体容量	216,500㎡
埋立開始年月	平成9年4月
形式	一般廃棄物埋立処分地施設（準好気性埋立構造）
処理対象物	焼却残渣、処理残渣、破碎ごみ

b 埋立量見込み

(単位 t)

区分	埋立量
焼却残渣	1,672
直接埋立(不燃)	500
不燃残渣	0
合計	2,172

(5) その他

① 資源物の拡充

ごみの減量及びリサイクルの推進を図るため、布類や繊維類、靴・靴類等の新たな資源物の拡充について検討する。

② 不法投棄防止

- 廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止を市民及び事業者徹底する。
- パトロールの強化、不適正排出者への指導等の防止対策を自治会等と連携し実施する。

③ 災害廃棄物の処理等

大規模な自然災害では、大量の廃棄物等が一時期に発生するため、緊急なごみ処理が必要となる。市では、関係市と協力し、「宮崎縣市町村防災相互応援協定」に基づき、迅速な対応を図る。

また、災害廃棄物の処理等に関して、一般社団法人宮崎県産業資源循環協会と締結した「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」、宮崎県環境保全事業連合会と締結した「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定」に基づき、今後は協定先と協力しながら、災害時に円滑かつ迅速な処理が行えるよう連携を図る。

④ 収集運搬体制

人口は減少傾向にあり、排出されるごみ量も処理対応出来ないほどの増加もないことから、市内の生活系・事業系ごみの収集・運搬については、既存の許可業者で行う。

⑤ ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」

令和4年2月から配信を行っているごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」を利活用して、ごみの分別に関する情報や、台風等自然災害時の通知を行うなど、リアルタイムで情報の提供を図る。

III 生活排水処理実施計画

1 収集運搬計画

(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等

(単位 kℓ)

区 分		収集運搬主体	収集頻度	収 集 量
し尿	汲み取り便所	許可業者	定期又は申込の都度	5,465.0
浄化槽汚泥		許可業者	浄化槽清掃の都度	20,126.0

(2) 収集運搬の方法等

- ① 公共下水道処理区域内では、し尿及び生活雑排水を公共下水道に排水する。
- ② 一般家庭、店舗及び事務所等の汲み取り便所から排出されるし尿は、市が許可した業者の車両により定期または申し込みの都度収集し、日南市衛生センターに搬入する。
- ③ 浄化槽を管理している者（浄化槽管理者）は、定期的に浄化槽の保守点検及び清掃を実施しなければならない。保守点検については、県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に依頼し、清掃については市長が許可した浄化槽清掃業者に依頼し年1回以上（全ばっ気方式は6カ月に1回以上）行う。
- ④ 浄化槽管理者は、浄化槽汚泥を許可業者に収集を依頼し、日南市衛生センターに搬入する。

(3) 収集運搬体制

し尿処理量は減少、浄化槽汚泥量は増加することが予測されるが、全体としては減少することが見込まれることから、現状の収集・運搬体制で処理できるため、今後も、現行の体制（許可業者2社）及び区域割りを維持し、既存の許可業者で行う。

2 中間処理計画

(1) 中間処理方法及び処理量の見込み等

(単位 kℓ)

廃棄物の種類	処理主体	年間処理量	処 理 方 法 等
し尿 浄化槽汚泥	市	25,591.0	日南市衛生センターで処理する。 なお、搬入物は直接脱水し含水率70%汚泥（し渣含む）で処理したのち、焼却炉の助燃剤として再利用し、処理水は、公共用水域（益安川）に放流する。

(2) 処理施設の概要

施設名	日南市衛生センター
所在地	日南市大字益安1870番地
処理能力	74 kℓ/日
処理方式	主処理 : 標準脱窒処理 高度処理 : 凝集沈殿+二層ろ過処理+活性炭
供用開始	昭和57年度
その他	平成5年度に設備基幹（前処理、脱臭）整備事業を実施 平成24年4月焼却設備の廃止（届出書提出） 平成29年度～令和元年度でリニューアル工事実施

(3) 最終処分方法等

廃棄物の種類	処理主体	搬出先	処理方法等
脱水汚泥（し渣含む）	市	日南市クリーンセンター	焼却処理

3 普及啓発等

- (1) 公共下水道の供用が開始された区域における下水道への接続工事を促進するため、水洗化の相談や普及指導を行う。また制度事業を以下のとおり設けている。
 - ① 水洗便所改造資金の融資あっせん及び利子補給制度
 - ② 地上権設定制度（一定要件が整った私道への本管整備事業）
 - ③ 共同排水設備への補助金交付制度（地上権が設定することのできない場合の私道）
- (2) 浄化槽設置に対する補助制度を市報や説明会を開催することにより周知する。
- (3) 浄化槽保守点検・清掃や法定検査の受検など適正な維持管理の必要性について講習会等により啓発指導を行う。
- (4) 公共下水道等集合処理区域内にある単独浄化槽は、下水道接続に関する支援措置の活用等により集合処理への転換を促進し、下水道区域以外では、合併浄化槽への転換を促進する。
- (5) 市報掲載やリーフレットの配布、その他各種メディアを活用し環境負荷削減のための啓発に努める。
- (6) 水環境の保全をテーマとした環境教育を行う。